

(目的)

第1条

この規則は、コモンガーデン桜川景観協定（以下「景観協定」という。）の運営に関し必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とします。

(協定運営委員会の役割)

第2条

景観協定第30条に基づくコモンガーデン桜川景観協定運営委員会（以下「協定運営委員会」という。）は、景観協定の運営に関する次の事項を処理するものとします。

- (1) 景観協定第7条の届出対象行為に関する届出の審査および建築完了後の確認
- (2) 景観協定第8条の相談対象行為に関する相談の対応
- (3) 景観協定に関する啓発活動
- (4) その他景観協定の運営に関すること

(協定運営委員会)

第3条

協定運営委員会の招集は、協定運営委員会の委員長が必要に応じて行うものとします。ただし、委員の2分の1以上の署名による協定運営委員会の開催請求があった場合には、委員長は速やかに協定運営委員会を開催しなければならないものとします。

- 2 議長は、委員長がこれを行うものとします。
- 3 協定運営委員会の議決は、役員を含め委員の3分の2以上が出席した協定運営委員会において、出席委員の過半数をもって決するものとします。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決するものとします。
- 4 議案について直接利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないものとします。
- 5 委員長は、必要がある場合は、協定運営委員会に関係者及び専門家、事業者（積水ハウス株式会社）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとします。

(総会)

第4条

協定運営委員会は、景観協定第6条の土地の所有者等が全員で構成する総会を、必要と認められる時に開催できるものとします。

- 2 総会の招集は、委員長が行うものとします。
- 3 次の各号に掲げる内容については、総会の議決又は承認によらなければならないもの

とします。この場合、土地の所有者等の過半数（委任状を含む。）以上の出席をもって成立し、その過半数をもって決するものとします。

- (1) 協定運営委員会の決定事項の変更に関すること
 - (2) 景観協定の変更及び廃止の発案に関すること
 - (3) 景観協定運営規則の変更に関すること
 - (4) その他協定運営委員会が運営に関し必要と認めること
- 4 協定運営委員会は、毎年コモンガーデン桜川自治会（以下、「自治会」といいます。）通常総会において、運営報告を行うものとします。

（委員の選任）

第5条

協定運営委員会の委員は、自治会通常総会で承認を得て自治会長が任命するものとします。

- 2 委員になろうとする者が土地の所有者等でない場合は、当該土地の所有者等または土地の所有者等より委任を受けた者が委員になるものとします。
- 3 協定運営委員会は、景観協定の円滑な運営のため、土地所有者等及び土地所有者等以外の者から運営サポーターを選任することができるものとします。

（議事録の作成及び保管）

第6条

協定運営委員会及び総会の議事については、委員長は書記を指名し、議事録を作成しなければならないものとします。

- 2 議事録には、議題、出席者、会議内容の要領および結果を記載するものとします。
- 3 委員長は、議事録を保管し、利害関係人の請求があった時は、これを閲覧させなければならないものとします。

（協議結果の報告）

第7条

協定運営委員会及び総会において協議の整った議事について、協定運営委員会は、その結果を速やかに関係者に報告又は連絡しなければならないものとします。

- 2 委員は、協定運営委員会の活動の中で知り得た個人情報その他の秘密情報を漏らしてはならないものとします。委員を退いた後もまた同様とします。

（主要建築物の届出）

第8条

景観協定第7条の規定による届出対象行為に関する届出は、第1号様式により行うも

のとします。

- 2 委員長は、前項の届出があった場合、その内容について複数の委員で審査し、必要に応じて協定運営委員会を招集するものとします。
- 3 第1項の届出に対する景観協定「第4章 景観形成の基準」に基づく審査の結果通知は、第2号様式により行うものとします。
- 4 協定運営委員会は、前項の届出に対する通知を行った場合には、その内容について複製を作成し、通知した日から起算して5年間保管するものとします。
- 5 委員に対し、時刻が17時を超えてから届出があった場合は、景観協定第7条第1項の「届出のあった日」はその次の日とします。

（附属建築物、工作物設置の事前相談）

第9条

委員は、景観協定第8条の相談対象行為に関する相談を受けた場合は、その内容について速やかに委員長に報告するものとします。

- 2 委員長は、前項の報告を受けた場合は、その内容について複数の委員で確認し、必要に応じて協定運営委員会を招集するものとします。
- 3 協定運営委員会は、前項の相談への回答を行った場合は、その内容について記録を作成し、回答した日から起算して5年間保管するものとします。
- 4 前項の相談記録は、第3号様式により行うものとします。
- 5 第2項の記録を作成した場合には、その内容について委員長が確認し、記録に署名を行うものとします。
- 6 委員に対し、時刻が17時を超えてから相談があった場合は、景観協定第8条第1項の「相談の受付手続を行った日」はその次の日とします。

（土地の所有者等の変更の届出）

第10条

景観協定第27条の規定による土地の所有者等の変更の届出は第4号様式により行うものとします。

- 2 景観協定第27条の規定する権利移転は、売買・交換のみならず、贈与・相続を原因とする所有権移転の場合も該当するものとします。

（委任）

第11条

この規則に定めるもののほか、協定運営委員会の事務執行、その他景観協定の運営上

必要な事項は、協定運営委員会の承認を得て委員長が定めるものとします。

（個人情報の取扱いについて）

第 1 2 条

- 1 協定運営委員会は、個人情報を取得する場合は、その利用目的を本人に通知または公表するものとします。
- 2 協定運営委員会は、取得した個人情報の漏えい等が生じないように適切に管理するものとします。
- 3 協定運営委員会は、個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得るものとします。ただし、個人情報保護法第 1 6 条第 2 項に記載された以下の場合を除きます。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 協定運営委員会は、本人から個人情報の開示や訂正を求められた場合は、その請求に応じて情報の開示や訂正等の対応を行うものとします。

附則

（施行期日）

この規則は、2025年4月1日より施行します。